

さいたま市告示第 1085 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び第 55 条第 1 項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条及び第 55 条第 1 項の規定による医療支援給付のための医療を担当する指定医療機関又は指定施術機関から、変更等の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 30 日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
夢眠ホスピタルさいたま	さいたま市大宮区堀の内町 2-5-6-4	R07.04.30
出口医院	さいたま市南区白幡 2-1-0-1-1	R06.07.31
まつぎきファミリークリニック	さいたま市見沼区東新井 9-1	R07.04.30
さいたま新都心iD整形外科	さいたま市大宮区天沼町 2-7-5-9 さいたまメディカルタウン 2F	R07.04.30
池田クリニック岩槻	さいたま市岩槻区諏訪 2-1-6 カメタニビルズ 2-3-1階	R07.04.30
武蔵浦和耳鼻咽喉科	さいたま市南区白幡 4-2-1-7 武蔵浦和医療ビル 2階	R07.04.30
共栄クリニック	さいたま市南区南浦和 2-3-8-6	R07.04.30
北与野駅前クリニック	さいたま市中央区上落合 2-6-1 シティタワーさいたま新都心 1F	R07.04.30
夢眠クリニック	さいたま市桜区町谷 3-9-1-1	R07.04.30
えんなみ歯科	さいたま市中央区円阿弥 2-1-1-2-1	R07.04.30

指定施術者

氏 名	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
藤波 升	施術所名称	訪問鍼灸按摩 アットウォーミー戸田	訪問鍼灸按摩アットウォーミー川口	R07.05.01
藤波 升	施術所所在地	戸田市氷川町 3-1-12	川口市石神 1573-10	R07.05.01
藤波 升	施術所名称	訪問鍼灸按摩 アットウォーミー戸田	訪問鍼灸按摩アットウォーミー川口	R07.05.01
藤波 升	施術所所在地	戸田市氷川町 3-1-12	川口市石神 1573-10	R07.05.01
樋口 雅和	施術所名称	訪問鍼灸按摩アットウォーミー戸田	訪問鍼灸按摩アットウォーミー川口	R07.05.01
樋口 雅和	施術所所在地	戸田市氷川町 3-1-12	川口市石神 1573-10	R07.05.01
樋口 雅和	施術所名称	訪問鍼灸按摩アットウォーミー戸田	訪問鍼灸按摩アットウォーミー川口	R07.05.01
樋口 雅和	施術所所在地	戸田市氷川町 3-1-12	川口市石神 1573-10	R07.05.01